

未時計、頭中將實資卿參入、即候御前、仰云、是已遂宿念也、全不知世間誹謗、但尊號及封等事、更不可受容、暫可住横川者、中納言法師云、御在位之間、浴無涯之朝恩、今遇辭退之時、若改奉從之誠者、本意相違歟、仍所出家也、亦趨朝市、更無其益歟云々、惟成所陳同之云々、

○按ズルニ、此條ハ、天皇出家ノ條、花山天皇ノ項ト參看スベシ、

〔榮花物語四十〕紫野宮白河賢子の御こゝちおもくおはしますとて、十七日應徳元にいそぎかへら

せ給ぬ、いとおもくおはしましけり、日をへておもくならせ給て、九月廿二日うせさせ給ぬ、あさ

ましなども世のつねなり、中内の御まへ白河にはことわりとは申ながら、いふかたなくたゞ

ひなく覺しめしいらせたまへり、中内には月日のゆくもまらせたまはず、露の御ゆなどもめ

さずまづみいらせ給て、よるのおとゞのともいひでさせたまはず、中月日はかはれどたれも

覺しなげくに、内はなほそのかみにかはらず、まつりごとなどにもいひでさせ給ふこともなく、あ

はれに心ふかくおぼしいらせ給へり、いかに覺しめすにか、九條のあなたに鳥羽といふ所に、池

山ひろうつくらせ給は、おりさせ給べき御心まうけにやなど申思へる程に、十一月廿六日徳二

年に二宮河に御位讓申させ給、ことしぞ八にならせ給、

〔つれづれ草〕上御國ゆづりの節會おこなばれて、劔璽内侍所わたし奉らるゝほどこそ、かぎりな

う心ぼそけれ、新院園花のおりぬさせ給ての春よませたまひけるとかや、

殿もりのとものみやつこよそにしてはらはぬ庭に花ぞちりまき、今の世のことまげきにま

ぎれて、院にはまゐる人もなきぞさびしげなるかゝるをりにぞ、人のこゝろもあらはれぬべき、

〔園太曆〕貞和四年八月廿八日、今日大夫可退出欲遣仰之處、今日左兵衛督有可參入之風聞、折節無

人不便、至其時分可祇候由被仰下云々、子刻許退出、傳勅語曰、今日直義卿參入、東宮光踐祚、親王

立坊等事申之、總別御大慶不能左右、日來之御本望満足之間、故所被仰也云々者、三十日亥刻參